

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、市の区域において、武力攻撃事態や多数の市民を殺傷するテロ等の事態が発生した場合、住民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活や市の経済への影響を最小となるよう、住民の避難、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処などを行う、「国民の保護のための措置」を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 計画の根拠

(1) 本計画の根拠

本計画は、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）、「国民の保護に関する基本指針」（平成17年3月25日閣議決定。以下「基本指針」という。）及び宮城県国民保護計画（平成18年3月31日閣議決定。以下「県国民保護計画」という。）に基づき策定する。

(2) 国民保護法の概要

ア 位置付け

国民保護法は、「武力攻撃事態等におけるわが国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（平成15年法律第79号。以下「武力攻撃事態対処法」という。）に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）の実施を目的として、平成16年6月に整備された法律である。（資料編「武力攻撃事態等への対処に関する法制概要」参照）

イ 目的

国民保護法は、武力攻撃事態等において、国の基本的な方針に基づき、国、都道府県、市区町村、関係機関と連携し、国民の生命、身体及び財産の保護、国民生活、国民経済に及ぼす影響の最小化を図ることを目的とする。

(3) 国民保護措置の実施

ア 政府の措置

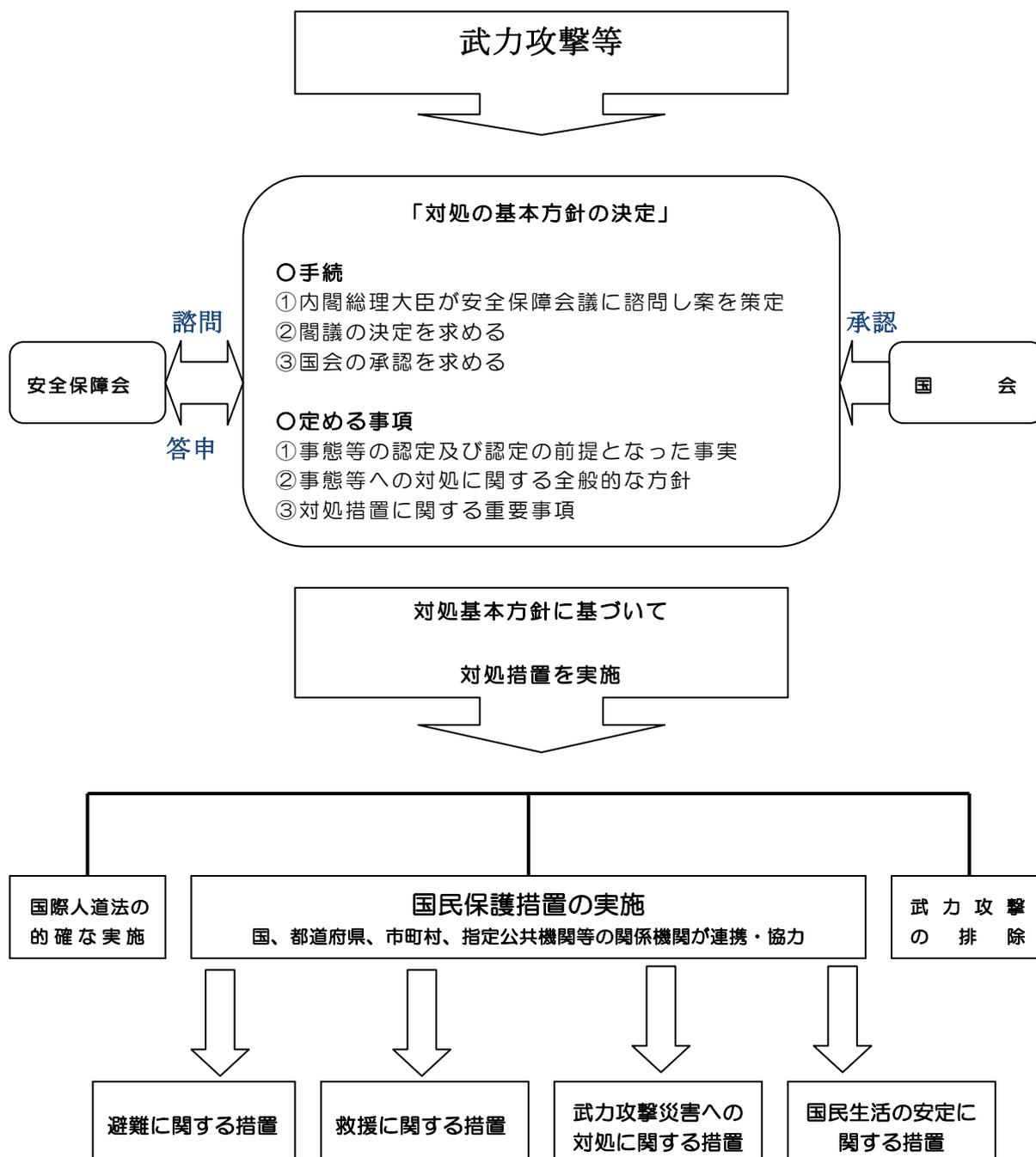
武力攻撃事態又は武力攻撃予測事態に至った時、政府は、武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針を定め、内閣総理大臣を本部長とする武力攻撃事態対策本部（以下「国の対策本部」という。）を設置し、国民保護措置を総合的に推進する。

イ 都道府県及び市町村の措置

都道府県及び市区町村は、閣議決定による設置指定に基づき、それぞれの首長を本部長とする国民保護対策本部を設置して、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

武力攻撃等の発生から、国民保護措置の実施までの基本的な対処の流れは次のとおり。

国民保護措置の実施概要



2 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において国民保護法、その他の法令等及び石巻市国民保護計画（以下「市国民保護計画」という。）の定めるところにより、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国

民保護措置を的確かつ迅速に実施して、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

3 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

4 計画の基本的な考え方

(1) 事態等に応じた対処、平素からの備えの大枠を示す方針

本計画は、「武力攻撃事態等において実施する国民保護措置」、「平素からの備え」に関する方針である。

市は、本計画に基づき、具体的な運用基準、体制、関係機関との協定等を速やかに整備する。

(2) 武力攻撃事態等の類型全体に通じる対処の基本

本計画は、国及び県が想定する武力攻撃事態等の類型を対象に、それらへの対処の基本を示すとともに、事態類型ごとの留意事項等を記したものである。

(3) 事態認定前の突発的な事態にも対処

本計画は、突発的にテロ等が発生する場合を想定し、政府による事態認定前における対処についても示す。

この場合、市は、市民等の生命を守ることを第一義として、災害対策基本法など既存の法制を活用し、避難誘導などの措置を迅速に行う。

(4) 災害対策の仕組みを最大限に活用

本計画は、武力攻撃事態等に迅速かつ円滑に対処するため「石巻市地域防災計画」(以下「防災計画」という。)等により構築された災害対策の仕組みを最大限に活用する。

市は、国民保護措置を実施するための組織、体制の整備、救援物資等の備蓄、訓練の実施等に当たり災害対策の仕組みとの有機的な連携に配慮する。

5 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの準備

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態への対処

資料編

別冊 「避難実施要領のパターン(避難誘導マニュアル)」

6 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たり、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重しなければならないが、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

なお、協力の要請に当たっては強制にわたることがあってはならない。また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 外国人への国民保護措置の適用

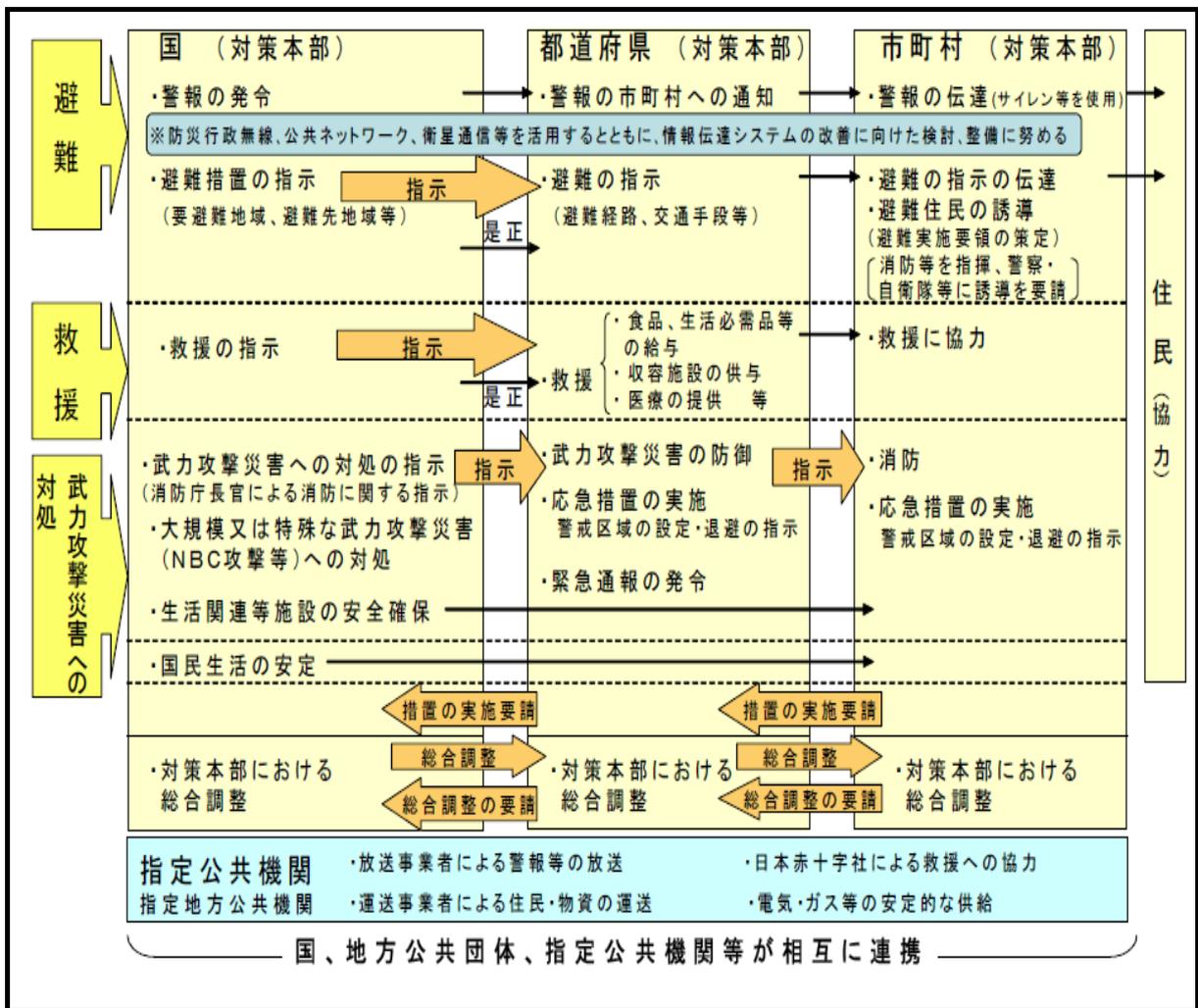
憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

1 国民保護措置の基本的な仕組み

国民の保護に関する措置の仕組み



2 関係機関の事務又は業務の大綱

市並びに関係機関は、国民保護措置について、次に掲げる事務又は業務を処理する。

市

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|-------|---|
| 市 | <ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 |

県

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|-------|--|
| 県 | <ol style="list-style-type: none"> 1 県国民保護計画の作成 2 県国民保護協議会の設置、運営 3 県国民保護対策本部及び県緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、避難の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施 |

指定地方行政機関

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|--------------------------|---|
| 東北管区警察局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との調整 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制 |
| 東北防衛局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整 |
| 東北総合通信局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の管理監督、監視並びに無線施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成 |
| 東北財務局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の実施 3 普通財産の無償貸付け 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会い |
| 横浜税関塩釜税関支署 〃 仙台空港税関支署 | 輸入物資の税関手続 |
| 東北厚生局 | 救援等にかかわる情報の収集及び提供 |
| 宮城労働局 | 被災者の雇用対策 |
| 東北農政局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧 |
| 東北森林管理局 | 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給 |
| 東北経済産業局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興 |
| 関東東北産業保安監督部 東北支部 | <ol style="list-style-type: none"> 1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全 |
| 東北地方整備局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧 |
| 東北運輸局 | <ol style="list-style-type: none"> 1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の保安 |
| 東北航空局 仙台空港事務所 | <ol style="list-style-type: none"> 1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保 |
| 仙台管区气象台 | 気象状況の把握及び情報の提供 |
| 第二管区海上保安本部 | <ol style="list-style-type: none"> 1 船舶内に存する者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連施設の安全確保に係わる立ち入り制限区域の指定等 |

| | |
|-----------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> 4 海上における警戒区域の設定等及び避難の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置 |
| 東北地方環境事務所 | <ul style="list-style-type: none"> 1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集 |

指定公共機関及び指定地方公共機関

| 機関の名称 | 事務又は業務の大綱 |
|-----------|--|
| 放送事業者 | 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送 |
| 運送事業者 | <ul style="list-style-type: none"> 1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保 |
| 電気通信事業者 | <ul style="list-style-type: none"> 1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時設置に係わる協力 2 通信の確保及び国民の保護措置の実施に必要な通信の優先的取り扱い |
| ライフライン事業者 | <ul style="list-style-type: none"> 1 電気の安定的供給 2 ガスの安定的供給 3 水の安定的供給 |
| 郵便事業株式会社 | 郵便の確保 |
| 医療関係事業者 | 医療の確保 |
| 日本赤十字社 | <ul style="list-style-type: none"> 1 救援の協力 2 安否情報の収集、整理及び報告 |
| 日本銀行 | <ul style="list-style-type: none"> 1 銀行券の発行 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑な実施による信用秩序の維持 |
| 道路管理者 | 被災時における高速道路等の公共土木施設の応急復旧 |

※ 県及び関係機関等の連絡先は資料編に示す。

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとする。

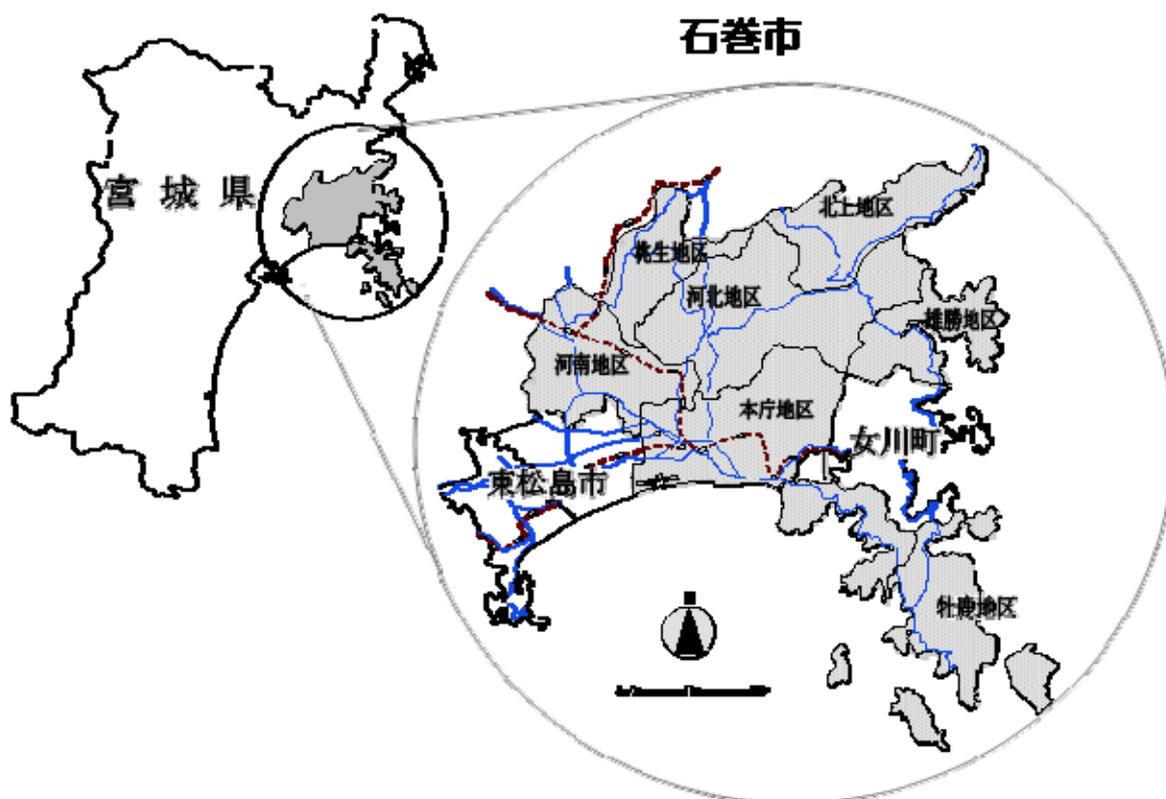
国民保護措置の実施に当たり、考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等は以下のとおりである。

1 位置及び地形

本市は、宮城県の北東部に位置し、東は一部女川町に接するとともに太平洋に面し、西は田園地帯の中で定川を境に東松島市、美里町、涌谷町、北は北上山系の南延長にあたる緩やかな丘陵地帯を境に登米市及び南三陸町と接し、南部は石巻湾を経て太平洋に面している。

地形の特徴としては、市の中心部を北上川が南北に貫いて石巻湾に至り、この北上川を境として市の東部を、北上山系に連なる緩やかな丘陵地帯及び三陸リアス式海岸が岩手県から牡鹿半島、金華山まで連なっている。北上川の西部は、仙北平野とも呼ばれる一部低地帯であり、我が国有数の米作地帯となっている。市の南部は、県下有数の重要港湾石巻工業港があり、また、工業港から西に隣接する、東松島市の大曲浜、奥松島に至る海岸は、約10キロメートルに及ぶ砂浜の海岸となっている。

位 置 図



2 気候

南東北に位置する宮城県は、四季を通じて気候の変化が明瞭に現れ、特に内陸部では冬は厳寒、かつ、降雪量が多いが、県の北東部の沿岸部に位置する本市は、東部から南部にかけて太平洋に面し、日本列島の南を北上する黒潮の影響を受けて、降雪量も少なく、宮城県の中では、一年を通じて比較的温暖な気候にある。

3 人口

人口は、市の中央部を貫く旧北上川周辺から東松島市にいたる西部地域に集中しており、北部から東部にかけての緩やかな丘陵地帯と、北上側及びその支流に挟まれた地域、更に、牡鹿半島にかけて集落が点在し、人口もこれに伴って、散在する形となっている。

人口、世帯数及び面積は、以下のとおりである。

| | | 人 口(人) | | | 世帯数(戸) | 面積 (平方 km) |
|-------|--------|--------|--------|---------|--------|---------------|
| | | 男 | 女 | 計 | | |
| 石 巻 市 | | 78,800 | 84,535 | 163,333 | 60,795 | 555.78 |
| 内 訳 | 本 庁 | 54,489 | 58,722 | 113,211 | 44,731 | 137.45 |
| | 河北総合支所 | 5,850 | 6,171 | 12,021 | 3,637 | 125.09 |
| | 雄勝総合支所 | 2,072 | 2,313 | 4,385 | 1,652 | 46.12 |
| | 河南総合支所 | 8,347 | 8,971 | 17,318 | 5,459 | 69.33 |
| | 桃生総合支所 | 3,823 | 4,060 | 7,883 | 2,306 | 43.82 |
| | 北上総合支所 | 1,913 | 2,009 | 3,922 | 1,151 | 60.98 |
| | 牡鹿総合支所 | 2,306 | 2,289 | 4,595 | 1,859 | 72.99 |

※人口、世帯数：平成22年7月末日住民基本台帳

※面積：平成21年10月1日全国都道府県市区町村別面積調

(1) 人口の将来予測

昭和60年以降、石巻地域の人口は減少が続き、平成17年には167,324人となっている。国勢調査の結果を基にコーホート変化率法により、雇用の場の確保や少子化対策等を充実することにより新市の総人口を推計してみると、平成28年には154,800人となり、平成17年に比べ7.5%の減少と予測される。

年少人口は減少にやや歯止めがかかるものの、少子化の影響が顕著に現れ、さらに、生産年齢人口も減少となるが、これに対して、老年人口は増加を続けることが予測される。

人口(年齢階層別)推計

(単位：人、%)

| 区 分 | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成23年 | 平成28年 |
|-------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 総 人 口 (増 減 率) | 182,911 (△2.0) | 178,923 (△2.2) | 174,778 (△2.3) | 167,324 (△4.3) | 160,600 (△4.0) | 154,800 (△3.6) |
| 年 少 人 口 (0~14歳) | 35,477 | 29,812 | 25,909 | 22,868 | 22,900 | 23,500 |
| 生 産 年 齢 人 口 (15~64歳) | 122,557 | 118,746 | 112,883 | 104,152 | 94,400 | 85,700 |
| 老 年 人 口 (65歳以上) | 24,609 | 30,365 | 35,982 | 40,304 | 43,300 | 45,600 |

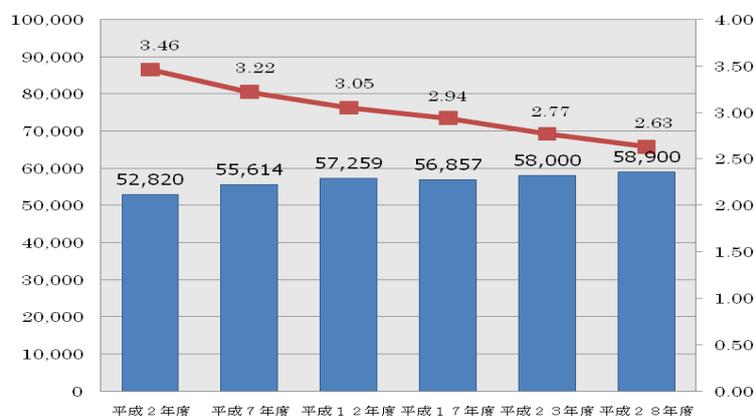
注) 総人口実績には年齢不詳を含み、年齢階層別の和が総数と一致しない。

推計人口は50人単位で調整、概数化

(2) 世帯

石巻地域の世帯数は、平成17年に56,857世帯と一時的に減少したが、全体的には核家族化の進展等によって増加する傾向にあり、平成28年で58,900世帯と推計される。一方、少子化の進行や高齢者世帯の増加等により、1世帯当たりの人員は減少傾向にあり、平成28年で2.63人と推計される。

世帯数・1世帯当たりの人員の推計



4 道路の位置等

道路は、本市を縦貫する国道45号、仙台から東松島市、本市を経て南三陸町に繋がる三陸縦貫自動車道が幹線道路であり、市の中央部から北西方面に延びる県道108号が大崎市と、また、市の海岸線沿いに延びる県道398号が南三陸町を経て岩手県へと繋がっている。

原子力発電所の所在する牡鹿半島は、県道牡鹿半島公園線（コバルトライン）が半島中央部を縦貫し、女川町と本市鮎川町を繋ぎ、沿岸部は市道により本市中央部及び女川町に繋がっている。



5 鉄道、港湾の位置等

鉄道は、JR東日本仙石線が、仙台から本市まで、同石巻線が女川町及び美里町へ開通している。

港湾は、本市南西部にあり、岸壁は、水深13m、4万トンクラスの船舶が寄港可能な重要港湾として立地している。

6 自衛隊施設

自衛隊施設としては、航空自衛隊松島基地が、市の西部に隣接する東松島市南東部に所在し、飛行場設備を有している。

陸上自衛隊は、市地域に施設はないものの、第6師団（山形県所在）指揮下の第22普通科連隊（多賀城市所在）が市地域について担当している。

7 原子力発電所

市東部の牡鹿半島には、東北電力女川原子力発電所が立地しており、有事には所在地の女川町とともに、本市としても住民の避難に関して、迅速な対応が強く求められる。

8 国民保護措置を実施する上での地域的特徴

本市は、東北に於ける政経中枢の仙台市に近く、原子力発電所及び航空自衛隊基地にも隣接し、また、地形的にも、東北太平洋側における大部隊の着上陸に適した地形地域に隣接している。

また、人口形成上、国全体の傾向に同じくして高齢化少子化の傾向にあり、事態発生時の避難実施計画作成上、要援護者対策を強く求められる。

さらに、人口分布、点在する集落及び複雑な地形、道路整備状況等に配慮する必要がある。特に、原子力発電所の所在する牡鹿半島は、その複雑な地形及び狭隘な道路等から、点在する集落については孤立する可能性があり、同地域の住民避難に関しては、国及び県の機関との連携が重要な要素となるものと考えられる。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり国及び県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められた事態をいう。基本指針に示された類型ごとの特徴等の概要は以下のとおりである。

(1) 武力攻撃事態の類型

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

(2) 4類型の特徴等の概要

| 事態の類型 | 特徴等 |
|-----------------|---|
| 1 着上陸侵攻 | <p>(1) 事態の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 侵攻国が侵攻正面における航空優勢を獲得した後、海又は空から地上部隊などを上陸させて、侵攻する事態である。 <p>(2) 特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般的に国民保護を実施すべき地域が広範になるとともに、その期間が比較的長期にわたることが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、並びに侵攻国の船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を実施することも想定される。 ○ 船舶により部隊を上陸させる場合は、上陸用小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が目標となりやすいと考えられる。 ○ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機の離着陸が可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。 ○ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が予想される。 <p>(3) 留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。 |
| 2 ゲリラや特殊部隊による攻撃 | <p>(1) 事態の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ゲリラや特殊部隊を潜入させて行う不正規型の攻撃であり、不正規軍の要員であるゲリラによる施設等の破壊や人員に対する攻撃が行われるものと、正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺、中枢機関への攻撃が行われるものがある。 <p>(2) 特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ゲリラ等はその目的や行動を秘匿するためあらゆる手段を使用するものと考えられ、警察、自衛隊等による監視活動にもかかわらず、事前にその活動を予測あるいは察知することがきわめて困難なため、事態は突発的に発生するおそれがある。 ○ そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋梁、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。 |

| | |
|------------|--|
| | <p>○ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大する恐れがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。</p> <p>(3) 留意点 ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶ恐れがある地域においては、市町村（消防機関を含む。）と都道府県、都道府県警察、海上保安庁及び自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、都道府県知事の緊急通報の発令、市町村長又は都道府県知事の退避の指示また危険区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。</p> |
| 3 弾道ミサイル攻撃 | <p>(1) 事態の概要 弾道ミサイルによる遠距離からの急襲的な攻撃であり、弾頭に大量破壊兵器（核、生物、科学兵器）を搭載して攻撃することも可能である。</p> <p>(2) 特徴 ○ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定する事はきわめて困難である。さらにきわめて短時間でわが国に着弾すること予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて被害の様相及び対応が大きく異なる。 ○ 通常弾頭の場合は、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>(3) 留意点 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応による被害の局限化が重要であり、屋内への退避及び消火活動が中心となる。</p> |
| 4 航空攻撃 | <p>(1) 事態の概要 重要施設等の破壊を目的に、航空機に搭載したミサイルなどにより急襲的に行われる攻撃である。</p> <p>(2) 特徴 ○ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また、攻撃目標を特定することが困難である。 ○ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフライン施設が目標となることもあり得る。 ○ 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。 ○ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>(3) 留意点 ○ 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせる恐れがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。</p> |

(3) 特殊な対応が必要となるNBCを使用した攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の特徴等の概要は以下のとおり。

| 種 別 | 特 徴 等 |
|-------------|--|
| 核兵器等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後、放射性降下物（灰）や初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射によって生ずる。 ○ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆風被害と放射能による被害をもたらす。 ○ 放射性物質又は放射線の存在は五感で感知できない。 |
| 生物兵器 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 人に感知されることなく散布することが可能であり、発症するまでの潜伏期間に、感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、すでに被害が拡大している可能性がある。 ○ 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、ヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、すでに知られている生物剤か否か当により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 ○ 厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた医療活動、まん延防止を行うことが重要である。 |
| 化学兵器 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 急性症状を有する死傷者が発生するが、原因物質の特定が困難である。 ○ 建物屋内や交通機関内部など閉鎖的空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。 ○ 地形、気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は、地表面に沿って拡散する。 ○ 特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の性質によって異なる。 ○ このため、国、地方公共団体等関係機関の連携の下原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等避難措置を適切にするとともに、汚染者については可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。 |

2 緊急対処事態

緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

| 事態例 | 想定 |
|---|---|
| <p>危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態</p> | <p>(1) 事態例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 原子力発電所の破壊 ○ 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の破壊 ○ 危険物積載船への攻撃 ○ ダムの破壊 <p>(2) 被害の概要</p> <p>ア 原子力発電所が攻撃を受けた場合の主な被害</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大量の放射性物質が放出された場合、周辺住民に被爆の恐れがある。 ○ 汚染された飲食物を摂取した住民が被爆する。 <p>イ 石油コンビナート、可燃性ガス等危険物貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。 <p>ウ 危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。 <p>エ ダムが破壊された場合の主な被害</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。 |
| <p>多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態</p> | <p>(1) 事態例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ○ 列車等の爆破 <p>(2) 被害の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 爆破による多数の人員被害の発生並びに社会経済活動に重大な支障が発生する恐れがある。 |
| <p>多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態。</p> | <p>(1) 事態の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ○ 炭素病菌等生物剤の航空機等による大量散布 ○ 市街地におけるサリン等化学剤の大量散布 ○ 水源地に対する毒素等の混入 <p>(2) 被害の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ それぞれの特性に応じた人的被害及び感染等による二次被害の拡大の恐れがある。 |
| <p>破壊の手段として交通機関等を用いた攻撃等が行われる事態</p> | <p>(1) 事態の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ○ 弾道ミサイル等の飛来 <p>(2) 被害の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって、被害の大きさが変わる。 ○ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。 ○ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。 |